

相続人等が遺言書が預けられているか確認する（証明書の請求）

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

2 請求書を作成する 請求書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。



交付の請求ができる者

・相続人・遺言執行者等・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

- ⑦遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍（除籍）謄本
- ⑧請求人の住民票の写し

相続人が請求する場合

- ②遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

請求人が法人である場合

- ⑨法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）

法定代理人が請求する場合

- ④戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

3 交付の請求の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) からご予約いただけます。

4 交付の請求をする

遺言書保管事実証明書の手数料は、1通につき800円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5 証明書を受け取る

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡しします。

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓ 交付される証明書のイメージ画像 →

認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」